

**日本原燃株式会社再処理事業所廃棄物管理事業変更許可申請書  
に関する審査の結果の案の取りまとめ  
～第 2 低レベル廃棄物貯蔵設備及びその関連設備の共用～**

令和 4 年 8 月 3 1 日  
原子力規制庁

**1. 趣旨**

本議題は、次のとおり付議し、及び諮るものである。

- ・ 廃棄物管理事業変更許可申請書に関する審査の結果の案の決定について付議
- ・ 経済産業大臣への意見聴取の実施の決定について付議
- ・ 科学的・技術的意見の募集に関する原子力規制庁の方針を了承することについて諮る

**2. 審査の結果の案の取りまとめについて**

令和 3 年 4 月 2 8 日に日本原燃株式会社（以下「申請者」という。）から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 6 6 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 5 1 条の 5 第 1 項の規定に基づき再処理事業所廃棄物管理事業変更許可申請書が提出された。また、令和 4 年 7 月 2 5 日に、申請者から同申請の補正書が提出された。

本申請について、審査会合等において審査を進めてきたところ、原子炉等規制法第 5 1 条の 5 第 3 項において準用する同法第 5 1 条の 3 各号のいずれにも適合しているものと認められることから、別紙 1 のとおり審査の結果の案として取りまとめることを決定いただきたい。

**3. 経済産業大臣への意見聴取**

原子炉等規制法第 7 1 条第 2 項の規定に基づき、別紙 2 のとおり経済産業大臣の意見を聴くことを決定いただきたい。

**4. 科学的・技術的意見の募集（案の○で委員会了承）（案）**

核燃料施設に係る審査書案に対する意見募集については、新規規制基準において重大事故等対処施設の設置を要求している再処理施設及び MOX 加工施設について実施することとしている。その他の核燃料施設については、リスクの観点から科学的・技術的に重要な判断が含まれる場合には、審査書案に対する意見募集を行うことがあり得るとしている。

今回の申請に係る審査書案を取りまとめるにあたっては、

(案の1)：別紙1の添付の審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行う。

(案の2)：別紙1の添付の審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行わない。

## 5. 今後の予定

(案の1の場合)

経済産業大臣への意見聴取の結果及び審査書案に対する科学的・技術的意見の募集の結果を踏まえ、原子炉等規制法第51条の5第1項の規定に基づく当該変更許可申請に対する許可処分の可否について判断をいただきたい。

(案の2の場合)

経済産業大臣への意見聴取の結果、基準の適用や許可することについて特段の意見がなければ、原子炉等規制法第51条の5第1項の規定に基づく変更の許可を、文書管理要領別表第3(1)事項番号84により原子力規制庁長官の専決処理により行うこととしたい。また、専決処理結果については、他の専決処理案件を含め、報告を行うこととしたい。

### <別紙、参考>

別紙1 日本原燃株式会社再処理事業所廃棄物管理事業変更許可申請書の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について(案)

添付 日本原燃株式会社再処理事業所における廃棄物管理の事業の変更許可申請書に関する審査書(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第51条の3第1号(技術的能力に係るもの)及び第2号関連)(案)

別紙2 経済産業大臣宛て 日本原燃株式会社再処理事業所における廃棄物管理の事業の変更許可に関する意見の聴取について(案)

参考1 試験研究用等原子炉施設における新規制基準への適合性審査に係る今後の進め方について(別紙2)試験研究用等原子炉施設等の新規制基準適合性審査に係る意見募集について(平成28年2月17日第56回原子力規制委員会資料3)

参考2 参照条文

参考3 六ヶ所再処理施設及び廃棄物管理施設事業変更許可申請に係る審査結果(案)の概要

**日本原燃株式会社再処理事業所廃棄物管理事業変更許可申請書  
の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定  
する許可の基準への適合について（案）**

番 号  
年 月 日  
原子力規制委員会

令和3年4月28日付け2021再計発第66号（令和4年7月25日付け2022再計発第113号をもって一部補正）をもって、日本原燃株式会社代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第51条の5第1項の規定に基づき提出された再処理事業所廃棄物管理事業変更許可申請書に対する同条第3項において準用する法第51条の3各号に規定する基準への適合については以下のとおりである。

1. 法第51条の3第1号（技術的能力に係る部分に限る。）  
添付のとおり、申請者には、本件事業を適確に遂行するに足りる技術的能力があると認められる。
2. 法第51条の3第1号（経理的基礎に係る部分に限る。）  
本件申請については、工事を伴わず、追加の資金の調達が発生しないこと、また、事業遂行のための資金調達等については従来どおりで変更がないことから、申請者には本件事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎があると認められる。
3. 法第51条の3第2号  
添付のとおり、本件申請に係る廃棄物管理施設の位置、構造及び設備が核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであると認められる。
4. 法第51条の3第3号  
本件申請については、廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項に変更がないことから、法第51条の2第3項第7号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであると認められる。

(案)

日本原燃株式会社再処理事業所における廃棄物管理の事業の変更許可申請書に関する審査書

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第51条の3第1号(技術的能力に係るもの)及び第2号関連)

年 月 日

原子力規制委員会



## 目次

I	はじめに.....	1
II	変更の内容.....	3
III	廃棄物管理の事業を適確に遂行するための技術的能力.....	4
IV	廃棄物管理施設の位置、構造及び設備.....	5
V	審査結果.....	8

## I はじめに

### 1. 本審査書の位置付け

本審査書は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)第51条の5第1項の規定に基づいて、日本原燃株式会社(以下「申請者」という。)が原子力規制委員会(以下「規制委員会」という。)に提出した「再処理事業所廃棄物管理事業変更許可申請書」(令和3年4月28日申請、令和4年7月25日補正。以下「本申請」という。)の内容が、以下の規定に適合しているかどうかを審査した結果をとりまとめたものである。

- (1) 原子炉等規制法第51条の5第3項の規定により準用する同法第51条の3第1号の規定(廃棄物管理の事業を適確に遂行するに足る技術的能力及び経理的基礎があること。)のうち、技術的能力に係る規定
- (2) 同条第2号の規定(廃棄物管理施設の位置、構造及び設備が核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。)

なお、原子炉等規制法第51条の3第1号の規定のうち、経理的基礎に係る規定及び同条第3号の規定(同法第51条の2第3項第7号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。)に関する審査結果は、別途取りまとめる。

### 2. 判断基準及び審査方針

本審査では、以下の基準等に適合しているかどうかを確認した。

- (1) 原子炉等規制法第51条の3第1号の規定のうち、技術的能力に係る規定に関する審査においては、「原子力事業者の技術的能力に関する審査指針」(平成16年5月27日原子力安全委員会決定。以下「技術的能力指針」という。)
- (2) 同条第2号の規定に関する審査においては、「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」(平成25年原子力規制委員会規則第31号。以下「事業許可基準規則」という。)及び「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」(原管廃発第13112710号(平成25年11月27日原子力規制委員会決定))

### 3. 本審査書の構成

「Ⅲ 廃棄物管理の事業を適確に遂行するための技術的能力」には、技術的能力指針への適合性に関する審査内容を示した。

「Ⅳ 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備」には、事業許可基準規則の規定への適合性に関する審査内容を示した。

「Ⅴ 審査結果」には、本申請に対する規制委員会としての結論を示した。

本審査書においては、法令の規定等や申請書の内容について、必要に応じ、文章の要約や言い換え等を行っている。

本審査書で用いる条番号は、断りのない限り事業許可基準規則のものである。



## Ⅱ 変更の内容

申請者は、本廃棄物管理施設の管理区域で発生する布、フィルタ等の放射性廃棄物をドラム缶等に封入した上で保管廃棄するため、令和2年7月29日付け原規規発第2007292号をもって変更の許可を受けた日本原燃株式会社再処理事業所再処理施設（以下単に「再処理施設」という。）の低レベル固体廃棄物貯蔵設備のうち第2低レベル廃棄物貯蔵系の第1貯蔵系（以下「第2低レベル廃棄物貯蔵設備」という。）及びその関連設備である火災防護設備、放射線サーベイ機器、運転予備用ディーゼル発電機等（以下「第2低レベル廃棄物貯蔵設備等」という。）を本廃棄物管理施設と共用するとしている。

### Ⅲ 廃棄物管理の事業を適確に遂行するための技術的能力

原子炉等規制法第51条の3第1号（技術的能力に係る部分に限る。）は、廃棄物管理事業者が廃棄物管理の事業を適確に遂行するに足りる技術的能力があることを要求している。

本章においては、廃棄物管理の事業を適確に遂行するに足りる技術的能力の審査結果を記載している。

申請者は、本申請に係る廃棄物管理の事業を適確に遂行するに足りる技術的能力に関して、廃棄物管理施設の設計及び工事並びに運転及び保守のための組織、技術者の確保、経験、品質保証活動、技術者に対する教育・訓練及び有資格者等の選任・配置に係る方針を示している。

規制委員会は、本申請の内容を確認した結果、変更内容が令和2年8月26日付け原規規発第2008261号をもって許可した再処理事業所廃棄物管理事業変更許可申請書（以下「既許可申請書」という。）から、第2低レベル廃棄物貯蔵設備に係る業務を担当する廃棄物管理課を保安組織に追加するとともに、設計及び工事の業務の実施者、技術者数等を本申請時点とするものであり、既許可申請書の審査において確認した方針から変更がないものであることから技術的能力指針に適合するものと判断した。

#### IV 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備

本章においては、第2低レベル廃棄物貯蔵設備等を本廃棄物管理施設と再処理施設とで共用することについて、廃棄物管理施設の位置、構造及び設備が核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであることについての審査結果を記載している。

また、第2低レベル廃棄物貯蔵設備等に係る事業許可基準規則の要求のうち、閉じ込めの機能、火災等による損傷の防止、地震による損傷の防止等に関する規制要求については、同等以上の要求がなされている再処理施設において、再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第27号)の要求に適合するものであることが確認されていることを踏まえ、規制委員会は、当該施設の共用に伴い本廃棄物管理施設として個別に基準適合性の確認が必要な以下の項目について審査を行った。

1. 遮蔽等(第2条関係)
2. 安全機能を有する施設(第11条関係)
3. 放射線管理施設(第16条関係)
4. 廃棄施設(第17条第2項関係)
5. 予備電源(第18条)

規制委員会は、これらの項目について、以下のとおり本申請の内容を確認した結果、事業許可基準規則に適合するものと判断した。

各項目についての審査内容は以下のとおり。

##### 1. 遮蔽等(第2条関係)

第2条の規定は、廃棄物管理施設は、当該廃棄物管理施設からの直接線及びスカイシャイン線による事業所周辺の線量を十分に低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものであること、また、放射線障害を防止する必要がある場合には、管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所における線量を低減できるように、遮蔽その他適切な措置を講じたものであることを要求している。

申請者は、第2低レベル廃棄物貯蔵設備を収納する建屋及び管理区域内での被ばく管理により、本廃棄物管理施設周辺の公衆及び本廃棄物管理施設内の人の受ける線量を十分に低減できる設計ととしている。また、第2低レベル廃棄物貯蔵設備の共用により、本廃棄物管理施設に当該設備が追加されることとなるが、当該設備からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域境界における線量の増加はわずかであり、本廃棄物管理施設からの放射線による線量結果は、既許可申請書から変更がないとしている。

規制委員会は、申請者の設計方針が、必要な遮蔽措置を講じることで、廃棄物管理施設周辺の公衆及び本廃棄物管理施設内の人の受ける線量を十分に低減できる設計としていることを確認した。

## 2. 安全機能を有する施設（第11条関係）

第11条の規定は、安全機能を有する施設は、安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を廃棄物管理施設において共用する場合には、廃棄物管理施設の安全性を損なわないものでなければならないこと、安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならないこと等を要求している。

申請者は、第2低レベル廃棄物貯蔵設備等について、その健全性を確認するために、検査又は試験ができる設計とするとともに、必要な保守及び修理が可能な設計ととしている。また、第2低レベル廃棄物貯蔵設備に保管廃棄する放射性廃棄物は、本廃棄物管理施設と再処理施設とで、種類、線量等が同等であり、第2低レベル廃棄物貯蔵設備を関連する設備を含めて共用した場合に、本廃棄物管理施設の安全性に影響を与えるものではないとしている。

規制委員会は、申請者の設計方針が、第2低レベル廃棄物貯蔵設備等について、その健全性を確認するために、検査又は試験並びに保守及び修理が可能な設計とすること、再処理施設との共用によって、本廃棄物管理施設の安全性が損なわれない設計としていることを確認した。

## 3. 放射線管理施設（第16条関係）

第16条の規定は、放射線から放射線業務従事者を防護するため、線量を監視し、及び管理する設備を設けること等を要求している。

申請者は、第2低レベル廃棄物貯蔵設備に係る作業環境における線量当量率を測定するため再処理施設の放射線サーベイ機器を共用し、監視及び測定するとともに、既許可申請書において共用している再処理施設の通信連絡設備を用いて連絡が可能な設計ととしており、また、管理区域における外部放射線に係る線量当量率を放射線業務従事者が認識できるよう管理区域入口付近に表示する設計ととしている。

規制委員会は、申請者の設計方針が、再処理施設の放射線サーベイ機器を共用し、作業環境の線量当量率を測定ととしていること、また、放射線管理に必要

な情報を表示する設計としていることを確認した。

#### 4. 廃棄施設（第17条第2項関係）

第17条第2項の規定は、廃棄物管理施設に、十分な容量を有する放射性廃棄物を保管廃棄する施設を設けることを要求している。

申請者は、本廃棄物管理施設並びに第2低レベル廃棄物貯蔵設備を共用する再処理施設及び日本原燃株式会社再処理事業所ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料加工施設において今後発生が想定される放射性廃棄物の発生量を考慮しても、十分な貯蔵容量を確保した設計とするとしている。

規制委員会は、申請者の設計方針が、第2低レベル廃棄物貯蔵設備を共用する各施設において想定される放射性廃棄物の発生量を考慮しても、十分な貯蔵容量を確保する設計としていることを確認した。

#### 5. 予備電源（第18条関係）

第18条の規定は、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他必要な設備に使用することができる予備電源を設けなければならないことを要求している。

申請者は、再処理施設の運転予備用ディーゼル発電機を共用し、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、火災警報設備等に電気を供給するために十分な容量を有する予備電源として用いる設計とするとしている。

規制委員会は、申請者の設計方針が、再処理施設の運転予備用ディーゼル発電機を共用し、火災警報設備等を作動するために十分な容量を有する予備電源として用いる設計としていることを確認した。

## V 審査結果

日本原燃株式会社が提出した「再処理事業所廃棄物管理事業変更許可申請書」（令和3年4月28日申請、令和4年7月25日補正。）を審査した結果、当該申請は、原子炉等規制法第51条の3第1号（技術的能力に係る部分に限る。）及び第2号に適合しているものと認められる。

(案)

番 号  
年 月 日

経済産業大臣 宛て

原子力規制委員会  
(公印省略)

日本原燃株式会社再処理事業所における廃棄物管理の事業の変更許可に関する意見の聴取について

上記の件について、令和3年4月28日付け2021再計発第66号(令和4年7月25日付け2022再計発第113号をもって一部補正)をもって、日本原燃株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第51条の5第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があった。

審査の結果、別紙のとおり同法第51条の5第3項において準用する同法第51条の3各号のいずれにも適合していると認められるので、同法第71条第2項の規定に基づき、貴職の意見を求める。

(別紙)

日本原燃株式会社再処理事業所廃棄物管理事業変更許可申請書の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について

令和3年4月28日付け2021再計発第66号（令和4年7月25日付け2022再計発第113号をもって一部補正）をもって、日本原燃株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第51条の5第1項の規定に基づき提出された再処理事業所廃棄物管理事業変更許可申請書に対する同条第3項において準用する法第51条の3各号に規定する基準への適合については以下のとおりである。

1. 法第51条の3第1号（技術的能力に係る部分に限る。）

添付のとおり、申請者には、本件事業を適確に遂行するに足りる技術的能力があると認められる。

2. 法第51条の3第1号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本件申請については、工事を伴わず、追加の資金の調達が発生しないこと、また、事業遂行のための資金調達等については従来どおりで変更がないことから、申請者には本件事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎があると認められる。

3. 法第51条の3第2号

添付のとおり、本件申請に係る廃棄物管理施設の位置、構造及び設備が核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであると認められる。

4. 法第51条の3第3号

本件申請については、廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項に変更がないことから、法第51条の2第3項第7号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであると認められる。



## 別紙 2

## 試験研究用等原子炉施設等の新規制基準適合性審査 に係る意見募集について

- 原子力発電所の新規制基準適合性審査の結果については、原子力規制委員会における議論を経て、これまで川内原子力発電所、高浜発電所及び伊方発電所の設置変更許可に係る審査書案に対する科学的・技術的意見の募集（以下「意見募集」という。）が行われた。
  - 試験研究用等原子炉施設（以下「試験研究炉」という。）及び核燃料施設※の審査書案に対する意見募集については、施設が有するリスクが多様であることを踏まえ、以下の対応方針とする。
    - 施設が有するリスクの大きさを考慮し、次の施設について意見募集を行うこととする。
      - ・新規制基準において重大事故等対処施設の設置を要求している再処理施設及びMOX加工施設
      - ・試験研究炉のうち最も出力が高いナトリウム冷却炉
    - ただし、他の施設については、リスクの観点から科学的・技術的に重要な判断が含まれる場合は意見募集を行うことがあり得る。
  - なお、試験研究炉の設計及び工事の方法の認可及び保安規定変更認可については、原子炉設置変更許可を踏まえた事実確認であることから、原子力発電所と同様に意見募集を行わない。他の核燃料施設についてもこれと同様とする。
- ※ 核燃料加工施設、使用済燃料貯蔵施設、使用済燃料再処理施設、廃棄物管理施設、廃棄物埋設施設

## 【参照条文】

**核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）**  
**（昭和 32 年法律第 166 号）**

（事業の許可）

**第五十一条の二** 次の各号に掲げる廃棄（製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、外国原子力船運航者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び第五十二条第一項の許可を受けた者が製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設又は同条第二項第七号に規定する使用施設に付随する同項第九号に規定する廃棄施設において行うものを除く。）の事業を行おうとする者は、当該各号に掲げる廃棄の種類ごとに、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

- 一 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物であつて、これらに含まれる政令で定める放射性物質についての放射能濃度が人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものとして当該放射性物質の種類ごとに政令で定める基準を超えるもの（次号において「第一種廃棄物」という。）の埋設の方法による最終的な処分（以下「第一種廃棄物埋設」という。）
  - 二 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物であつて第一種廃棄物以外のもの（第五十一条の二十四の二第一項において「第二種廃棄物」という。）の埋設の方法による最終的な処分（以下「第二種廃棄物埋設」という。）
  - 三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物についての第一種廃棄物埋設及び第二種廃棄物埋設その他の最終的な処分がされるまでの間において行われる放射線による障害の防止を目的とした管理その他の管理又は処理であつて政令で定めるもの（以下「廃棄物管理」という。）
- 2 前項の規定による第一種廃棄物埋設の事業の許可を受けた者（以下「第一種廃棄物埋設事業者」という。）は、同項の規定による第二種廃棄物埋設の事業の許可を受けないで、第一種廃棄物埋設施設（第一種廃棄物埋設の事業に係る廃棄物埋設施設（廃棄物埋設地及びその附属施設をいう。以下同じ。）をいう。第五十一条の六第一項及び第五十一条の七第一項において同じ。）において第二種廃棄物埋設を行うことができる。
- 3 第一項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 二 廃棄物埋設施設又は廃棄物管理設備及びその附属施設（以下「廃棄物管理施設」という。）を設置する事業所の名称及び所在地
  - 三 廃棄する核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の性状及び

量

- 四 廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法
- 五 第二種廃棄物埋設の事業の許可を受けようとする者にあつては、放射能の減衰に応じた第二種廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置の変更予定時期
- 六 廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設の工事計画
- 七 廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

(許可の基準)

- 第五十一条の三** 原子力規制委員会は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
- 一 その事業を適確に遂行するに足りる技術的能力及び経理的基礎があること。
  - 二 廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設の位置、構造及び設備が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。
  - 三 前条第三項第七号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

(変更の許可及び届出)

- 第五十一条の五** 第五十一条の二第一項の許可を受けた者（以下「廃棄事業者」という。）は、同条第三項第二号から第五号まで又は第七号に掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。ただし、同項第二号に掲げる事項のうち事業所の名称のみを変更しようとするときは、この限りでない。
- 2 廃棄事業者は、第五十一条の十三第一項に規定する場合を除き、第五十一条の二第三項第一号又は第六号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。同項第二号に掲げる事項のうち事業所の名称のみを変更したときも、同様とする。
  - 3 第五十一条の三の規定は、第一項の許可に準用する。

(許可等についての意見等)

- 第七十一条** 原子力規制委員会は、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項、第三十九条第一項若しくは第二項、第四十三条の三の五第一項、第四十三条の三の八第一項若しくは第四十三条の三の二十五第一項の規定による許可をし、又は第三十一条第一項若

しくは第四十三条の三の十八第一項の規定による認可をする場合（以下この項において「許可等をする場合」という。）においては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、あらかじめ、当該各号に定める大臣の意見を聴かなければならない。

- 一 発電用原子炉に係る許可等をする場合 経済産業大臣（試験研究の用に供する原子炉に係る場合にあつては文部科学大臣及び経済産業大臣）
  - 二 船舶に設置する原子炉に係る許可等をする場合 国土交通大臣（試験研究の用に供する原子炉に係る場合にあつては文部科学大臣及び国土交通大臣）
  - 三 試験研究の用に供する原子炉に係る許可等をする場合（前二号に該当するものを除く。） 文部科学大臣
- 2 原子力規制委員会は、第三条第一項若しくは第四十四条第一項の規定による指定をし、第六条第一項、第十三条第一項、第十六条第一項、第四十三条の四第一項、第四十三条の七第一項、第四十四条の四第一項、第五十一条の二第一項、第五十一条の五第一項若しくは第五十一条の十九第一項の規定による許可をし、又は第八条第一項、第十八条第一項、第四十三条の十四第一項、第四十六条の五第一項若しくは第五十一条の十二第一項の規定による認可をする場合においては、あらかじめ、経済産業大臣の意見を聴かなければならない。

**原子力規制委員会行政文書管理要領（制定 平成 24 年 9 月 19 日原規総発第 120919005 号 原子力規制委員会決定）（抄）**

**（最終改正：令和 4 年 3 月 8 日原規総発第 2203085 号原子力規制委員会決定）**

（専決処理）

第二十四条 別表第 2 から第 5 に掲げる専決事項に該当する決裁文書は、委員会行政文書管理規則及び要領の改正（軽易なものを除く。）及び廃止並びに事の異例に属するものを除き、同表の専決者欄に掲げる者が専決処理することができる。この場合には、同表の合議者欄に掲げる者に合議しなければならない。

（公印及び契印の省略）

第三十二条 前条第 1 項の規定にかかわらず、次に掲げる施行文書については、発信者名の下に「(公印省略)」の文字を付記することにより、公印及び契印の押印を省略することができる。

(1) 環境省、委員会内部部局、施設等機関及び地方環境事務所又は他の行政機関に発出する施行文書

(2) 前号に掲げるもののほか、一般に公表する文書、情報提供を行うための文書、定例的な通知書、依頼文書、回答文書その他の偽造されるおそれが少ない

文書（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）、情報公開法及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）並びにこれらの関係法令に基づくものを除く。）

別表第 3（原子力規制法令）

(1)核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）関係

事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否
84	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第 5 1 条の 5 第 1 項の規定による廃棄事業の変更の許可（重要なものを除く。）に関すること。	長官		要

# 六ヶ所再処理施設及び廃棄物管理施設 事業変更許可申請に係る審査結果(案)の 概要

原子力規制庁

※ 本資料は、審査の概要を分かりやすく表現することを目的としているため、できる限り平易な記載とし、言い換え等を行っています。具体的な審査内容及び審査結果については、審査書案を御参照ください。

### <再処理施設>

- ① 平成29年4月に改正された事業指定基準規則※<sup>1</sup>等に対する、再処理施設の有毒ガスの発生に係る防護方針

なお、本件に関して設備の追加、工事を伴わない。

- ② 廃棄物管理施設の管理区域で発生する布、フィルタ等の放射性廃棄物を保管廃棄するため、再処理施設の第2低レベル廃棄物貯蔵設備※<sup>2</sup>及びその関連設備※<sup>3</sup>を廃棄物管理施設と共用

### <廃棄物管理施設>

- ③ 再処理施設の第2低レベル廃棄物貯蔵設備※<sup>2</sup>及びその関連設備※<sup>3</sup>を共用

※1 再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則

※2 低レベル固体廃棄物貯蔵設備のうち第2低レベル廃棄物貯蔵系の第1貯蔵系

※3 火災防護設備、放射線サーベイ機器、運転予備用ディーゼル発電機等

- 2021年 4月28日 日本原燃から事業変更許可の申請
- 2021年 5月17日～  
2022年 6月13日 公開の審査会合を実施（計5回）
- 2022年 7月25日 日本原燃から事業変更許可申請書の補正



## 有毒ガス防護に係る審査の概要(再処理施設のみ)

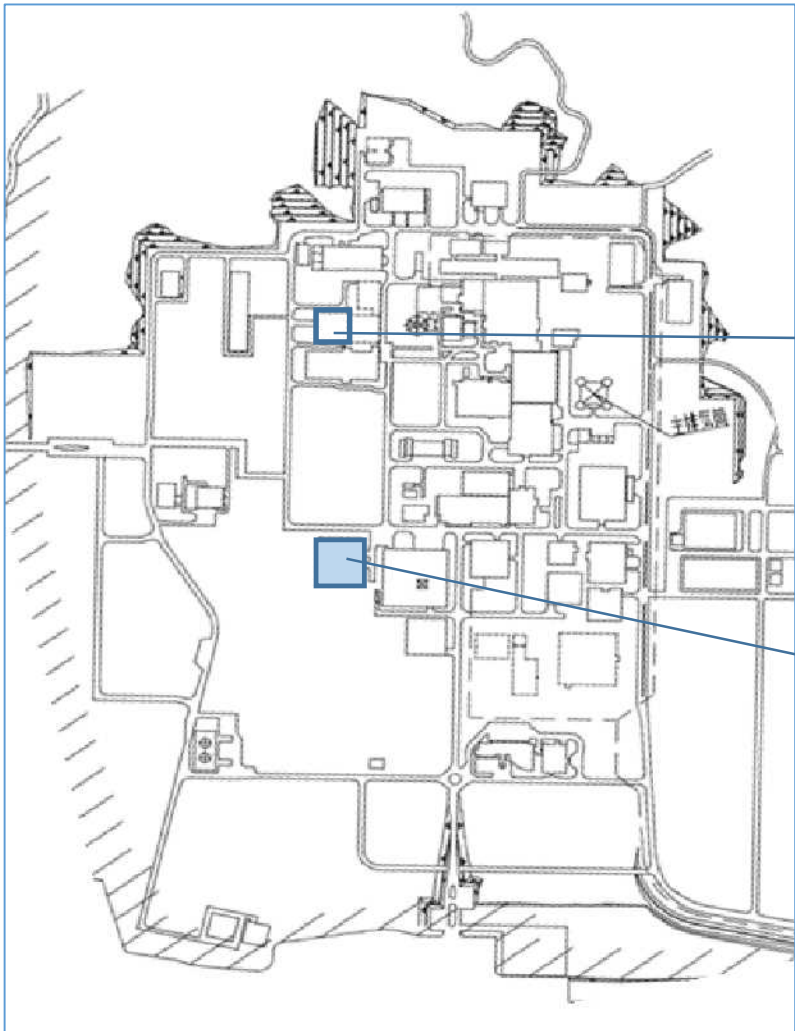
多様な化学薬品を取り扱う再処理施設の特徴を踏まえ、主に以下の点を確認し、事業指定基準規則等に適合していると判断した。

- 再処理事業所の敷地内外において、有毒ガスの発生要因(揮発、分解、接触、燃焼等)を踏まえ、有毒ガスを発生させるおそれのある化学物質やそれらと反応する可能性のある構成部材を網羅的かつ体系的に調査していること
- 有毒ガスの発生に関与する化学物質の種類、保有量等を踏まえて、有毒ガス防護に係る影響評価を実施していること
- 上記の結果を踏まえ、考慮すべき有毒ガスに対し実効性のある対策を講じていること
  - ✓ 化学薬品の搬入に立ち会っている作業員等による化学薬品の漏えい又は異臭等の異常の確認
  - ✓ 上記作業員、制御室内の運転員、緊急時対策所内の必要な指示を行う要員等※4間の連絡
  - ✓ 制御室換気設備及び緊急時対策所換気設備の隔離(外気取入口の遮断)
  - ✓ 作業環境に応じた作業員、運転員等の防護具の着用 等

なお、上記の対策は、既許可申請書の設計方針のとおりであり、今回の変更に伴う施設の追加はない。

※4 地震発生後の現場点検、火災発生時の消火活動、安全機能を有する設備の修理などの現場対応を行う者、重大事故等対応を行う非常時対策組織の要員等

# 廃棄物貯蔵設備等の共用に係る審査の概要(再処理施設、廃棄物管理施設)



## 廃棄物管理施設 固体廃棄物貯蔵室(既許可)

雑固体廃棄物貯蔵能力	約1,200本(200ℓドラム缶換算)
------------	---------------------

## 再処理施設 第2低レベル廃棄物貯蔵設備(申請対象)

雑固体廃棄物貯蔵能力	約12,700本(200ℓドラム缶換算)
------------	----------------------

出典:再処理事業所廃棄物管理事業変更許可申請書  
(<https://www.nra.go.jp/data/000399192.pdf>)に一部加筆

再処理施設の第2低レベル廃棄物貯蔵設備等の廃棄物管理施設との共用については、主に以下の点を確認し、事業指定基準規則等に適合していると判断した。

- 廃棄物貯蔵設備を共用する両施設等において、今後発生が想定される廃棄物の発生量を考慮しても、十分な貯蔵容量を確保した設計とすること
- 共用する設備において保管廃棄する廃棄物は、再処理施設のものと同様であり、設備の共用により、両施設の安全性が損なわれない設計とすること

# 化学反応等により発生が想定される主な有毒ガス

(参考)

有毒ガス発生源となりうる主な化学物質等※5	左記物質との反応等の相手となる主な化学物質等※6	発生する主な有毒ガス
硝酸	硝酸ヒドラジン	アジ化水素
	<ul style="list-style-type: none"> <li>亜硝酸ナトリウム、熔融塩（硝酸ナトリウム、亜硝酸ナトリウム、硝酸カリウム）</li> <li>炭素鋼、アルミニウム、銅、亜鉛</li> <li>熱、光</li> </ul>	窒素酸化物
	<ul style="list-style-type: none"> <li>炭酸ナトリウム</li> <li>活性炭</li> </ul>	二酸化炭素
硝酸ヒドラジン	水酸化ナトリウム、炭酸ナトリウム、硝酸ナトリウム	窒素酸化物
硝酸ヒドロキシルアミン	水酸化ナトリウム、炭酸ナトリウム	窒素酸化物
	炭素鋼	アンモニア 亜酸化窒素 硝酸
	亜鉛、銅	窒素酸化物 アンモニア
熔融塩（硝酸ナトリウム、亜硝酸ナトリウム、硝酸カリウム）	<ul style="list-style-type: none"> <li>アルミニウム、亜鉛</li> <li>熱、光</li> </ul>	窒素酸化物
	微生物	アンモニア
亜硝酸ナトリウム	<ul style="list-style-type: none"> <li>アルミニウム、亜鉛</li> <li>熱、光</li> </ul>	窒素酸化物
	微生物	アンモニア
液体二酸化窒素	光	一酸化窒素
一酸化窒素	光	二酸化窒素
液体二酸化窒素/NOxガス/一酸化窒素	水	硝酸
廃水処理剤（ポリアクリルアミド等）	熱、光	窒素酸化物

有毒ガス発生源となりうる主な化学物質等※5	左記物質との反応等の相手となる主な化学物質等※6	発生する主な有毒ガス
n-ドデカン	熱、光	炭化水素
		一酸化炭素
		二酸化炭素
炭酸ナトリウム	熱、光	二酸化炭素
メタノール	硫酸	一酸化炭素
		二酸化炭素
		硫黄酸化物
セルロース、エチレングリコール	熱、光	一酸化炭素
		二酸化炭素
次亜塩素酸ナトリウム	<ul style="list-style-type: none"> <li>ポリ塩化アルミニウム</li> <li>炭素鋼、ステンレス鋼、アルミニウム、銅、亜鉛、木材、紙類</li> <li>熱、光</li> </ul>	塩素
		硫酸
硫酸	熱	硫黄酸化物
		硫酸ナトリウム
硫酸ナトリウム	微生物	硫化水素
		硫酸カルシウム
硫酸カルシウム	微生物	硫化水素
		リン酸

※5 当該物質自身が有毒ガスに該当するものを含む。

※6 構成部材、環境要因等